

**令和 8 年度 第 1 回豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
第 2 回豊田市地域福祉活動推進委員会 合同会議 議事録（委員用）**

日時：令和 8 年 7 月 31 日（金）午前 10 時～

場所：豊田市福祉センター 4 階 4 1 会議室

**1 出席者**

（1）豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下、「専門分科会」とする。）

ア 専門分科会委員

安藤 敏市（豊田市民生委員児童委員協議会）、  
伊藤 大介（日本福祉大学社会福祉学部講師）、神田 りつ子（市民公募）、  
小松 理佐子（日本福祉大学社会福祉学部教授）、阪田 征彦（ライフサポートむもん）、  
杉本 みさ紀（愛知県弁護士会・豊田市再犯防止推進委員会）、  
鈴木 聖人（とよた多世代参加支援プロジェクト）、武田 恭弘（豊田市高齢者クラブ連合会）、  
松本 清彦（一般社団法人豊田市身障協会）、  
松山 剛久（愛知県弁護士会・豊田市成年後見・法福連携推進協議会）、  
安田 明弘（豊田市社会福祉協議会）、山田 美津子（豊田市ボランティア連絡協議会）、  
山村 史子（名古屋医専教官）

<欠席者>

平野 敬一（豊田市区長会）、

イ 事務局

豊田市（以下、「市」とする。）福祉部 近藤部長、松原副部長  
地域包括ケア企画課 杉江課長、小林担当長、杉野森主査

ウ 関係課

よりそい支援課 小林担当長、今村担当長、安藤担当長

（2）豊田市地域福祉活動推進委員会（以下、「策定委員会」とする。）

ア 推進委員会委員

浦野 長（地域包括支援センターくらがいけ）、大脇 健（豊田市特別養護老人ホーム施設長協議会）、  
加藤 国治（豊田市介護サービス機関連絡協議会）、加藤 真二（豊田みよしウェルビーイングネットワーク）、  
五十嵐 義尚（連合愛知豊田地域協議会）、木本 光宣（ユートピア若宮）、  
酒井 保彦（豊田市自主防災会連絡協議会）、清水 克彦（豊田市区長会）、  
深川 政行（豊田市民生委員児童委員協議会）、松井 明治（足助支所推進委員会）、  
松山 剛久（豊田市成年後見・法福連携推進協議会）、八鍬 幸雄（ボランティアセンター運営委員会）、  
山村 史子（とよた市民福祉大学運営委員会）

<欠席者>

小野 英鑑（豊田市高齢者クラブ連合会）、永田 祐（同志社大学）、  
中屋 浩二（梅ヶ丘学園）

## イ 事務局

豊田市社会福祉協議会（以下、「社協」とする。）

後藤事務局長、中村事務局次長、鈴木地域福祉推進室長

つながり応援課：都築課長、中田副課長、市川担当長

総務課：八木課長、北野副課長

くらし応援課：中村課長、大地副課長、首藤担当長

相談支援課：浦川課長、山地副課長、中田担当長

障害者福祉会館：渡辺館長、豊寿園：山下所長、東部ブロック兼足助支所：大谷支所長

稲武支所：福田支所長、下山支所：鈴木支所長、西部ブロック兼旭支所：永井支所長、

藤岡支所：橋本支所長、小原支所：鈴木支所長

## 2 次第

(1) 福祉部長あいさつ

(2) 専門分科会会長、推進委員会副委員長あいさつ

(3) 議題

ア 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の実績（令和7年度分）及び総評について（報告）

イ 重点施策の取組状況について（報告）

（ア）ふくしの担い手づくりプラットフォームの取組状況について

（イ）豊田市の孤独・孤立対策について

（ウ）身寄りを頼ることができない人への支援状況について

ウ 包含した各計画の進捗報告について（報告）

（ア）重層的支援体制整備事業実施計画について

（イ）成年後見制度利用促進計画について

（ウ）再犯防止推進計画について

## 3 議事録（要旨）

(1) 福祉部部長あいさつ

(2) 専門分科会会長、推進委員会副委員長あいさつ

(3) 議題及び主な意見

ア 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の実績（令和7年度分）及び総評について（報告）

意見なし

イ 重点施策の取組状況について（報告）

（ア）ふくしの担い手づくりプラットフォームの取組状況について

【委員】（専門分科会）

・福祉仕事体験事業における体験先の選定方法や体験内容について確認したい。

【事務局】（社協）

・体験希望者へ希望動機や目的などのヒアリングをしっかり行い、参加者の思いや、希望をしっかりと事業所へつなぐ、丁寧なマッチングを行っている。希望内容に応じた事業所とのマッチングを実施している。

【委員】（専門分科会）

- ・丁寧なマッチングはミスマッチ防止につながる取組であり評価できる。

【委員】（専門分科会）

- ・プラットフォームは社協だけでなく、多様な団体との連携により推進してほしい。団体の紹介もできる。

【事務局】（社協）

- ・学校、企業、ボランティア団体、行政等、多様な主体との連携により進めていく。

## （イ）豊田市の孤独・孤立対策について

【委員】（推進委員会）

- ・ゲームやオンラインを活用した取組は若い世代へのアプローチとして有効である。
- ・取組の周知が十分ではないため、本人だけでなく家族への周知も強化する必要がある。

【事務局】（よりそい支援課）

- ・関係機関と連携しながら周知・啓発を進めていく。

【会長】

- ・新しい取り組みがどれくらいの効果があるかを測るのは難しいが、何らかの形で、成果が上がっているかどうかの報告があると良い。

## （ウ）身寄りを頼ることができない人への支援状況について（報告）

【委員長】（推進委員会 ※欠席により事前に意見を提出、原文掲載）

先般成立した社会福祉法では、新たな第二種社会福祉事業として、「福祉サービス・保険利用サービス等利用援助事業」が創設され、令和10年から施行される予定です。この事業は、成年後見制度終了後を見据えた事業であると同時に、頼れる身寄りのない高齢者等への新たな支援事業としての側面もあり、令和8年度からは「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的実施事業」が行われることになっています。

一方、豊田市では社会福祉協議会の自主事業として「身寄りを頼ることができない方への支援 結サポート～くらし安心事業～」に先駆的に取り組み、報告にあったように、すでに20名の方と契約をされています。

こうしたことから、令和10年度から本格的に実施される新たな第二種社会福祉事業と、結サポートの整合性などをどのように整理していくかについて、早急に検討する必要がありますと考えます。

なお、私見では、「新たな第二種事業」は、あくまでも社会福祉事業であり、現行の日常生活自立支援事業の対象者を中心に、資力の乏しい方など限定された対象になることが想定されます。しかし、富裕層はともかく、資力がないわけではなくても、民間の高齢者等終身サポート事業の契約が難しかったり、不安を感じる層が確実に存在します。市民の安全で安心な暮らしを支える意味でも、新たな事業と結サポートを併存させ、階層的に成立して言うことが妥当ではないかと考えています。

つまり、資力のない方や判断能力の不十分な方は新たな事業でしっかりと支えつつ、そうでない方に対しても結サポートで対応できるようにする、ということです。もちろん、高齢者等終身サポート事業者と安心して契約できるような環境整備を図り、市民が安心して契約できるようにすることや、そもそも事業と契約しなくても、基本的なこと

には困らない地域づくりを進めていくことも重要です。

また、結サポートは、意思決定フォローという市民参画や、多くの主体との多機関協働で実施していることが特徴で、この仕組みは全国的にも非常に注目されています。身寄りのない方の支援を社協単体で抱え込むのではなく、市民を含めた多様な主体と協働しながら進めていくこのモデルをいっそう発展させていただきたいと思っています。

【委員】（専門分科会、推進委員会）

- ・先程の報告で「結サポート～くらし安心事業～」の契約者が20名。内訳として、入退院・入退所時支援が20件、日常生活支援が4件、死後事務支援は0との報告でした。死後事務支援のスキームや状況、併せて入退院、入退所時支援などのスキームも説明をお願いしたい。
- ・成年後見制度の見直しにおいて、終れる後見になった際、被後見人等が結サポートや日常生活自立支援事業に流れてくることが予想される為、そういったことも含めて検討が必要。

【事務局】（社協）

- ・死後事務支援の契約も7月になり2件契約。
- ・死後事務支援のスキームは、弁護士・司法書士のアドバイザーが受任調整をし、協力いただける弁護士・司法書士を紹介し、本人と弁護士や司法書士とで死後事務委任契約を結ぶ形。入退院・入退所時支援のスキームは生協やシルバー人材センター・豊田信用金庫など多様な機関との連携により実施。
- ・成年後見制度の改正で終れる後見になった際、後見制度が終った後にその方々を支える事業として新たな第二種社会福祉事業が創設され、身寄りに関する事業が始まり、今後対象者も含めて具体的な内容が決まってくる。現行の日常生活自立支援事業にも影響が出てくると思われるので、今後の動向等も踏まえ検討を早急に進めていく。

【委員】（推進委員会）

- ・身寄りを頼ることができない人に関する相談が包括支援センターでも増加している。自治区などで出前講座として結サポートなどを紹介していただくことは可能か。
- ・包括支援センター、ケアマネジャー等への事例研修を充実してほしい。

【事務局】（社協）

- ・出前講座は可能で、自治会等からの依頼に応じて実施しているので、具体的な日付や対象等決まったら相談いただきたい。
- ・1月～2月に包括支援センター、ケアマネジャー、病院関係者向けに事例紹介などを含めた関係者向け研修も実施していく予定。

【委員】（推進委員会）

- ・意思決定フォロー養成講座及びフォローアップ研修の開催を評価する。今後も、継続して実施していただきたい。
- ・身寄りを頼ることができない方への支援部会に障がい者や親の会、意思決定フォローが入っていることを評価。日本意思決定支援ネットワークの部会参画も検討してほしい。
- ・意思決定支援は孤独・孤立対策にもつながる重要な取組である。

【事務局】（社協）

- ・講座については今年度の受講者数や結サポートの日常生活支援の契約件数を見ながら、考えていきたい。フォローアップ研修については継続的に実施していきたい。

- ・意思決定フォローの活動支援の継続と、幅広い活躍支援も検討していきたい。
- ・「身寄りを頼ることができない方への支援部会」へ「日本意思決定支援ネットワーク」への参画については、部会のメンバーにも意見をいただき今後検討する。

【委員】（推進委員会）

- ・結サポート事業と民間の終身サポート事業との違いについて確認したい。
- ・意思決定支援研修に講座受講者だけでなく関係団体も参加できるように検討してほしい。

【事務局】（社協）

- ・結サポート～くらし安心事業～を始めた経緯として、民間の高齢者等終身サポート事業は、監督する省庁がないという課題もあり、事業者の良し悪しがわからないという状況もあり、市民の不安につながっていた。民間であり公的な要素もある社協が高齢者等終身サポート事業を行うことで市民の安心で安全なくらしにつながるということで開始し、そういった声を契約者や相談者からもいただいている。

また、民間の高齢者等終身サポート事業と、結サポート～くらし安心事業～との違いは、社協単体で支援を行うのではなく、弁護士や司法書士といった法律専門職や、信用金庫や生協、シルバー、更には意思決定フォローといった市民とも協働して行っているという点が大きな違い。逆に、多機関協で行っているが故、サービスに限りがあるという点もある。

- ・研修への幅広い参加について検討していく。

【委員】（専門分科会）

- ・結サポート事業は全国的にも先進的な取組であり、注目度が高い。しかし、更なる周知啓発が必要である。
- ・法改正により、社会福祉連携推進法人として連携できることもあると思う。法改正の背景や社会的課題について広く共有し、関係者全体で取り組む機運を高めるべきである。

【事務局】（社協）

- ・委員の皆さんの団体で周知する機会をいただきながら、更なる周知に努めていきたい。
- ・関係者向け研修などで、課題意識の共有や機運醸成に取り組んでいきたい。

## ウ 包含した各計画の進捗報告について（報告）

### （ア）重層的支援体制整備事業実施計画について（報告）

【委員】（専門分科会）

- ・市民や学生を巻き込んだ参加型評価は先進的な取組である。
- ・多様な意見を取り入れながら地域共生社会づくりを進めてほしい。

【事務局】（よりそい支援課）

- ・市民や関係者の視点を今後の事業改善につなげていく。

### （イ）成年後見制度利用促進計画について（報告）

【委員】（専門分科会、推進委員会）

- ・市民後見人の活躍の場の拡大について検討が必要である。
- ・結サポート事業について、対象者が早期に支援につながるよう周知を進める必要がある。

る。

### **(ウ) 再犯防止推進計画について（報告）**

#### **【委員】（専門分科会）**

- ・再犯防止には福祉的支援が重要である。
- ・刑余者への理解促進と被害者支援の両面に配慮しながら地域全体で支援体制を構築していく必要がある。

### **エ 各会議体からの総評**

#### **【副分科会長】（専門分科会）**

- ・計画の理念に立ち返りながら各事業を着実に推進していきたい。

#### **【副委員長】（推進委員会）**

- ・地域人材と専門人材の育成を進めるとともに、市民が地域福祉を自分ごととして考えることが重要である。

#### **【会長】（専門分科会）**

- ・多様な主体による地域福祉が広がっている一方、新しい取組が市民へ十分届いていないことが課題である。
- ・引き続き情報発信と連携を進めていく必要がある。

以上